

歴史のなかの環境とコモンズ 日本のサケの資源利用

菅 豊

入会地などの日本のコモンズと、その管理の様相は、現在、世界的に注目されている。その生成と精緻化には、日本近世の政治や経済のあり方とともに、さらにこの時期の自然条件も少なからぬ影響を与えてきた。日本コモンズは、不安定な環境下において生活する人びとの、セーフティー・バルブとして機能していたのである。

一、日本のコモンズ

コモンズとは、「複数の主体が共的に使用し管理する資源」であり、かつて日本では、入会地を始めとして山野河海の広い領域に存在した。コモンズの管理システムは、コミュニティの基盤にあつて、それを支えてきた社会システムとされ、環境や資源の保全、自然アクセスへの公正性、弱者救済などの観点から、現在、世界的に注目されている。二〇〇九年に、アメリカの政治学者エリノア・オストロム (Elinor Ostrom) が、非経済学者である

にもかかわらず、コモンズ論でノーベル経済学賞を受賞した。それは、現代の趨勢として支配的である、グローバルに展開する新自由主義的な政治の「いきすぎた」動き、あるいは、新古典派的な経済の「いきすぎた」仕組みに対する疑念と反省に基づくものである。現在、「公(官)」と「私(個)」の間に存在する共的世界——コモンズ管理システム——の意味が問い直され、その可能性が注目されている。また、現代社会において、「公」と「私」のみでは掬いきれないような状況を処理するための、古くて新しい社会技法として、また、極度に「公」と「私」に収斂する社会のバッファとして、コモンズ的な利用と管理の可能性が模索されている。そのような動きのなかで、日本のコモンズの様相は、世界的に関心をもたれている。

二、近世日本のコモンズ管理の精緻化

日本のコモンズの利用と管理の典型ともいえるあり方に「入会」がある。その成立は、九世紀初頭にまで遡ることができ、また、「入会」という言葉は、十六世紀中庸の史料(『塵芥集』)に初見されることが指摘されている。¹⁾しかし、現在まで残存する近代的な入会権と連続する共的世界の構築、強化、精緻化には、近世という時代が大きな役割を果たした。

当然ではあるが、江戸時代には現代とは異なる土地を使うあり方や、土地を自分のものとするあり方が存在した。近世的土地所有を簡単に語れば、それは領主がその支配領域を自分のものとする権利である。「領知」と、実際にその領域内で生活する人々——百姓——の「所持」との二形態があった。近世村落史家の渡辺尚志の整理によれば、現在そのいずれを所有権と見なすかという説には、一、領知を主とする領主的土地所有説、二、所持を主とする農民土地私有権説、三、その両者が重層的に存在する重疊的土地所有権説の三説があり、渡辺自身は第

三の説を支持している。²⁾さらに、渡辺は、近世の百姓による土地の所持が、現代所有権とは異なり、村落共同体の規制を強く受けるものであったことを以下のように指摘している。

近世において、村の耕地は個々の村民のものであると同時に村全体のものであり、共同体の強い規制を受けていたことがわかる。近世の百姓の家産(土地)観念は、絶対的・排他的なものではなく、共同体に依拠しその規制を受けつつ所持地を維持していこうというものだったのである。³⁾

「個々の村民のものであると同時に村全体のもの」という状況は、近世の村落が公課を責任もって負担する「公課負担団体」であったことに起因する。日本の近世において、その仕組みは地域によって多様であるものの、基本的に農村の人々の生活にとって、生活基盤は村、すなわちムラ(共同体)であった。それは村切むらぎりという形で理念上、明確に空間領域が画定され、それぞれの村は、年貢などの公課の納入や法的・政治的な管理、検知などを共同に行う、いわゆる「村請制」の基本単位であった。それは、支配者側にとってみれば、農民を統治する単位であり、農民にとってみれば、経済・生計を維持するために必要な共的な自治の単位であった。この村切と村請制という仕組みが、近世の個人の土地所持に大きく影響を与えていた。

この仕組みによって、ムラは生活や社会の共同性を強固なものとし、その共同性に基づく社会システムを保持することになる。それは資源の利用や所有にも大きな影響を与えている。たとえば、山は刈敷などの肥料、牛馬の飼料、そして薪炭などの生活必需物資を供給する場であり、その機能に着目するならば、その場の利用は至って共同であった。それは、「入会」と表現される利用形態であり、個々の人々が所持するのではなく、一村、あるいは複数村の人々が共的に入り会って利用する場合が多かった。もちろん、近世も時代が進むと、山を分割して所持する例が出てくるが、そこが屋敷地や水田畑地などの耕作地に比べれば、共的な性格を帯びていたことは間違いない。

日本のコモンズ管理は、このような近世的な政治・経済・社会の大枠の状況に大きく影響を受けてきたといえるが、さらにそれはこの時期の自然環境条件にも少なからぬ影響を受けていたようである。たとえば、十四世紀半ばから十九世紀半ばにかけて続いたとされる寒冷な期間である小氷期。現在、その寒冷化の影響を疑問視する向きもあるが、日本においてこの時期は、大局的に判断すると寒冷気味の天候不順が各地を襲った天候不安定期であった。このような気象条件下で、本来は不利なはずの稲作を中心とする生産構造への転換が推進され、さらに食糧が農村から都市へと流出する市場経済が発達した。そのような変化の影響を強く受けてきた結果、地方の生存経済は不安定化し、人々の生活は大きなリスクをとまうものとなった。そして、そのリスクを回避する、あるいは緩和するために、日本の地域社会は、セーフティーネットとしての自然資源——山野河海の資源——を利用する戦略を保持し続け、さらに、その利用をめぐる社会システムであるCBRM（共同体基盤の資源管理 community based resource management）を強化、精緻化⁵⁴させてきた可能性⁵⁵がある。

三、救荒食料としてのサケ

近世の稲作の北限領域であった東北地方では、比較的温暖な小氷期である十七世紀後半をピークに水田を基軸とする新田開発が急速に進展し、また多収量の晩稲種が作付けされたため、「十七世紀末の元禄以降の気候の寒冷化は背伸びしすぎたともいえる水田稲作に大きな試練を課すことになった⁵⁶」⁵⁷であり、そのような状況が飢饉を誘発する原因となった。稲作に特化した政治と経済の動きは、温暖な環境に適合した水稻を、その栽培に不適な北方の地にまで拡大していったのである。そのため、農村社会で実際に生きる人々は、その不安定リスクを回避する資源利用を模索する必要があった。そのようなリスクを軽減するためには、寒冷な気候に耐え得る、あるいは適合する資源を利用する必要がある。そのような資源の代表として、日本の東北地域ではサケが重要な意味をもっていた。

サケは、北方性の回遊魚であり、その分布はちょうど水稻と逆の広がりをもつ。日本本州の北部が、その南限領域であり、寒冷な気候はその生産にとつとくに大きな支障とはならない。むしろ、稲作にとつてはネガティブな気候状況は、サケ漁獲にとつては利益として受け止められ、かつ稲作の不利益を補完する救荒食料として、サケは東北地方の人々に受け止められていたようである。それは、次のようなサケをめぐる俚諺から理解することができる。たとえば、東北地方では「飢^け餓^が鮭^さ、豊年鱒^ま」⁵⁸という俚諺がある⁵⁹。それは飢饉となる寒冷な年にサケが良く捕れ、マスは暖かい稲の豊作年にたくさん捕れることをいいあらわした言葉である。また、岩手県大槌川流域では「鮭はソツタチイネ（寒の入っていない種）に包まれてやってくる」といわれ、冷害の低温障害によつて不稔となった稲にサケが包まれてやってくる、すなわち冷害の年にサケが多く捕れるとされる。さらに、本論で詳しく述べる新潟県大川流域では、「福鱒の貧乏鮭」という俚諺で、冷害で貧窮に苦しむなかでサケがたくさん捕れることをいい伝えている。冷害に襲われると、経済の主力として扱われていた稲は不作になり、飢饉等の災害をもたらす。しかし、民俗知レベルでは、サケは稲とは逆に寒冷な気候に適応する自然資源であり、それが人々の生存を支えてきたと考えられていたのである。

このような寒冷気候下におけるサケの利益を意識する日本北部では、サケ資源をコモンズとして利用する地域が多く見られた。たとえば、「福鱒の貧乏鮭」という俚諺を伝える新潟県大川のサケ漁は、その典型ともいえる。山形県と接する新潟県村上市（旧山北町）を流れる大川は新潟最北の地を流れる河川であり、三百数十年前からコド漁という個人的で小規模、非効率な伝統的漁法が伝えられている。大川の漁場使用慣行は、集落と密接に関わつてきた点において非常に特徴的である。サケの採捕自体は、大川全体で漁協が一括して許可を受けているも

の、実質的な漁場の管理については、集落ごとの権限を慣習的に認め、実際的な漁場の使用については、集落の管理のもと個人使用を慣習的に認める形で行われてきた。すなわち、集落ごとに人々が共同で川を利用する社会システムがあり、基本的にムラ集落がサケ漁を管理していたのである。そして、一九八〇年代初頭まで、すべての集落が漁場を個々の集落の構成員に分配するために入札を行い、その落札金は一九七〇年代までは集落に還元されていた。まさに、大川のサケ漁は集落の財産であり、資源の管理からその収益の分配を含めて、その形態はリジッドなコモングズということが出来る。

四、サケ資源をめぐる地域の争い

十七世紀初頭、大川は「組中一統海川共入会」となっていた。この時点で決められた入会形態が、在地的な慣習の追認か、支配による新規政策か定かではないが、大川において入会という共的な資源利用のあり方は、遅くとも江戸時代のごく早い時期に成立していたことは確かであろうである。ただし、その共的あり方は、今の大川で見られるような、ムラ集落（近世でいえば村）を基盤とするものではなく、もう少し大きな単位である組を基盤としたものであった。すなわち、この入会は組という「地域」の入会なのである。しかし、その後、時代が下って十八世紀初頭になると、サケ漁の管理が徐々に村へと移行され、その結果、村々が自分たちの村の領域としてサケをめぐる川を意識し、排他的に囲い込む意識が、確固たるものへと変化していった。それは、十八世紀中頃のサケ漁場をめぐる村々の争論からも理解できる。

一七四五年（延享二）に、堀之内村と大谷沢村という大川中流域で川争いが勃発した。その年の十二月、大谷沢村は、隣村の堀之内村が自村の漁場を侵害していると御役所へ訴え出た。役所は、とりあえず近在の府屋町と小俣村（大川の上流、小俣組の一村）の庄屋に対し、仲介して「内證」、「内済」で処理することを命じた。つまり、表沙汰にしないで内々でことを収めよ、支配者の訴訟にもちこまずに和解させよ、ということである。翌一七四六年、仲裁の庄屋たちと大谷沢、堀之内両村の庄屋たちが立ち会いのもと実況を見分し、解決策が話し合われた。結果、「旧例」通りの境を確認し、そこに「境界」を築き、以後この境界を遵守する旨、証文を取り交わしている。近隣有力者の仲介と、当事者同士の話し合いで、延享の川争いはどうにか収まったのである。そして、一七四八年（寛延元）には、この「境界」に合わせて杭まで打ち立てて念押ししている。

このような村による漁場の境界意識、それによる排他的なサケ資源の囲い込みは、この地の人々の生活のなかでサケ資源への依存度が高められ、サケ資源の利用が活発化したことを意味する。それは、できるだけたくさんサケを捕りたいという人々の合理的欲求のあらわれともいえる。当然、そのような欲求は、サケ資源を過度に利用するという過剰利用を生じさせてしまう。延享の川争いの二十年後、一七六五年（明和二）に、大川流域村落は「明和の取り決め書き」というサケ漁のルールを制定した。それは漁法や漁期など事細かく規定したもので、コモングズの利用を維持するための管理を明確にしている。しかし、それは豊富な資源を管理するために作られたルールではなく、枯渇寸前の危機的資源状況を打開するために勘案されたルールであった。その「明和の取り決め書き」には、二十年ほど前、すなわち延享の川争いが起こった頃には、サケの乱獲が進み、サケの遡上が激減した旨が書かれている。そのため、大川流域の人々は、そのような資源枯渇の危機的状況を打開するためにサケ漁の管理に取り組み始めたのである。この地では、それくらいサケへの経済的な依存度が高まっていたといえる。

この取り決めがなされて十数年後の一七八二年（天明二）に、川争いが再燃した。そして、それは先の延享の川争いより一段とエスカレートしている。一七八二年十月一日、大谷沢では四カ所にコドという漁具を仕掛けていた。ところが、堀之内村の百姓が、大谷沢村の百姓代の家へ押しかけ、大谷沢村が仕掛けていたコドが川へあ

まりに出過ぎていと咎め立て、それを引き詰めるように要求してきた。

さらに、十月五日。堀之内の者が、また百姓代の家へやってきて、やはりコドを引くように要求した。しかし、大谷沢村としても、そう簡単に要求を飲むわけにはいかない。百姓代は、「村方のコドは、鮭川役を定納してやっていることなので要求は飲めぬ。庄屋共々村方で相談し、返答する」と応じたところ、堀之内の者は村へ戻らず、そればかりか堀之内村の男女村中のもが徒党を組んでやってきて、大谷沢村との境を越えてコドを敷設し、さらに「川除普請」と称して大谷沢村のコドを残らず破壊し、漁具を強奪してしまうという行状におよんだ。大谷沢村は抗議したが、堀之内村側はこれには応じなかった。あまりにも大勢のものが出てきていたため、一触即発「打擲（殴り合い）」になりそうな状態にまで高まったという。

大谷沢村は混乱を収めるため、とりあえず一時引いて、早速、組内の他の庄屋たちに堀之内村の理不尽の始末を頼んだ。近在の庄屋たちは堀之内村に対し、元の通りコドを仕直して、以前の通り境界を守るように申し聞かせたけれども、堀之内村は納得しない。それで、前回、延享の川争いの時に仲裁に入って、ことをうまく収めてくれた府屋町と小俣村という有力庄屋に頼んだけれども、やはり、堀之内村は内済に応じなかった。

その頃の、サケの漁期は僅か六十日と決められていたようで、このような混乱のため、サケ漁がまったく行えないという状態であった。この時期の両村の確執はかなりのものであったらしい。ことはさらに発展し、川境出入りの一カ月後の十一月十二日、または堀之内村の者どもが大谷沢地内に大挙して押し寄せている。今度は、彼ら彼女らは、「前川原」というところにあつた麦畑を、打ち起こし荒らしてしまおうとした。大谷沢村は、麦は年貢畑作物なので荒らされては困る、まずは話し合おうと止めたが、堀之内村側は耳を貸さない。ついに、麦畑は打ち荒らされてしまった。

結局、地域で収拾できなくなった問題を、大谷沢村は御役所へ訴え出る他はなかった。延享の川争いには内済という形で、内輪で穏便に解決するという地域の裁定が力をもっていたのに対し、天明の川争いではその裁定は効力をもたなかったのである。延享年間から三十年ほどの年月が経っているとはいえ、その時の争いと内済の約束事を両者が忘れたことなどあるはずもない。事実、大谷沢村からの訴状には、先年、証文を取り交わして決めた川を「境塚」で画定したことが、はっきりと記してある。そういう事実を反古にしてまで相争う特別な理由が、ここにはあつたと考えるべきであろう。

五、コモンズを環境史から理解する可能性

このようなサケ資源の枯渇現象とその資源をめぐる競争の激化、さらに自村の利益を排他的に確保する動きと管理の活発化——コモンズ管理の強化といつて良い——には、この時期の天候不順にもなう社会経済的状况が、直接的、間接的に影響を与えた可能性がある。延享の川争いから「明和の取り決め書き」、そして天明の川争いに至るまでの三十年間は、日本の北部において天候が不順であり、それにもなう飢饉が多発した時期である。たとえば、一七五五年（宝暦五）から翌年にかけて、冷害に起因する凶作が引き金となり、かつ全国市場従属型の市場経済に翻弄されて、東北地方を中心に飢饉が勃発したことを近世史は明らかにしている。「宝五の飢饉」とも称されるこの災禍は、ところによつては天明、天保の大飢饉よりも深刻を極めたという。また、「天明の飢饉」は、大川の天明の川争いが起こつた翌年、一七八三年（天明三）夏の浅間山の噴火が主要因とされているが、実際はすでに一七八二年には東北地方の各所で冷害による飢饉が頻発していた。当時、そのような天候の悪化と、そして稲作中心主義と市場経済の浸透、さらにそれを誘引した失政により、地域住民の生活は大きなリスクを増大させたのである。そのリスクを軽減するために、地域の環境下においてより適合的な在地の自然資源へ依存す

る割合が高まった可能性がある。そして、その依存度の高まりが資源の過剰利用を誘発し、地域に軋轢や葛藤を生み出した。そのような状況を緩和したり解決したりするために、共的な自治システムの単位として構成されたムラを基盤とするルールや管理機構(CBRM)⇨コモンズ管理が強化され、精緻化された可能性がある。

残念なことに、大川流域にはこの時代の天候の影響を示す直接の史料がないので推測の域を出ないが、同時代的に日本の東北部でサケ資源の保全システムが生成されていることは、その傍証程度にはなるであろう。たとえば、一七四九年(寛延二)には盛岡藩津軽石川で、「瀬川仕方」という資源保全のルールが定められ、サケの産卵活動を維持するための操業時間制限、夜間漁の禁止などが開始された。また、一七八〇〜九〇年代にかけて、大川の南を流れる村上藩三面川では、禁漁区を設定しサケの再生産を行う「種川制度」という世界屈指の先駆的な資源管理制度が開始された。これらの資源管理制度は、一義的にはサケの市場価値の増大にともなう生産の拡大を目論んだものであろうが、そのようなストラテジーを採用可能としたのは、経済の中心を占める生産物であった稲とサケとが反対の特性を有し、稲の補完的、あるいは経済のセーフティー・パルプ的な役割を、サケが果たし得たことと無縁ではなからう。

理想的なコモンズの利用や管理として世界的に注目される日本の共的世界の生成と精緻化は、政治や経済、社会の時代的特性とともに、そのようなある時代の自然環境の特性や、自然資源の特性を含んで理解すべき問題なのである。

注

(1) 杉原弘恭「日本のコモンズ「入会」」(宇沢弘文・茂木愛一郎編『社会的共通資本——コモンズと都市——』東京大学出版会、一九九四年)一〇一—一二六頁。

- (2) 渡辺尚志「近世土地所有の特質」(渡辺尚志・五味史彦編『土地所有史』山川出版社、二〇〇二年)二四九—二五〇頁。
- (3) 前掲注2 渡辺論文、二五二頁。
- (4) 菊池勇夫「近世の飢饉」(吉川弘文館、一九九七年)四九—六〇頁。
- (5) 市川健夫「日本のサケ——その文化誌と漁——」(日本放送出版協会、一九七七年)一七頁。
- (6) 菅豊「川は誰のものか」(吉川弘文館、二〇〇六年)。
- (7) 前掲注4 菊池著書、一二六頁。

編者略歴

水島 司 (みずしま・つかさ)

1952年生まれ。東京大学大学院人文社会系研究科教授。インドの近世から現在までの社会経済史を専攻。グローバル・ヒストリー、歴史学へのGIS(地理情報システム)の導入についても研究を進めている。

著書・編著に、『現代南アジア6 世界システムとネットワーク』(東京大学出版会、2003年)、『前近代南インドの社会空間と社会構造』(東京大学出版会、2008年)、『グローバル・ヒストリーの挑戦』(山川出版社、2008年)、『地域研究のためのGIS』(古今書院、2009年)、『グローバル・ヒストリー入門』(山川出版社、2010年)などがある。

環境に挑む歴史学

2016年10月11日 初版発行

編者 水島 司

発行者 池嶋洋次

発行所 勉誠出版株式会社

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-10-2

TEL:(03)5215-9021(代) FAX:(03)5215-9025

〈出版詳細情報〉<http://bensei.jp/>

印刷 太平印刷社

製本 若林製本工場

装丁 志岐デザイン事務所(萩原 陸)

組版 一企画

© Mizushima Tsukasa 2016, Printed in Japan

ISBN978-4-585-22149-4 C3020

本書の無断複写・複製・転載を禁じます。
乱丁・落丁本はお取り替えいたしますので、ご面倒ですが小社までお送りください。
送料は小社が負担いたします。
定価はカバーに表示してあります。

『ラテンアメリカン・エスノグラフィティ』(弘文堂、一九七八年)、『El Mundo Maya: Miradas Japonesas. Kazuyasu Ochiai, coordinador. Unidad Académica de Ciencias Sociales y Humanidades, UNAM, Mérida, 2006』、『トランス・アトランティック物語——旅するアステカ工芸品——』(山川出版社、二〇一四年)などがある。